

報告第三号

地方自治法第八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減の
専決処分をしたことの報告について

右の報告をする。

平成二十年二月十六日

提出者 杉並区長 山田 宏

地方自治法第八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減の
専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定により指定された
契約金額の増減について左記のとおり専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告
する。

記

一 件名及び契約 平成十八年第四回杉並区議会定例会において議案第八十五号によ
金額の変更 り議決を経た「杉並区立杉並芸術会館建築工事」

変更前の契約金額 金十八億三千五百四十万円

変更後の契約金額 金十八億六千二百二十六万九千五百円

契約金額の増額 金二千六百八十六万九千五百円増

二 変更理由

地下掘削に伴う発生土の処分地を、法に基づき変更する必要が生じたため。

三 専決年月日

平成二十年一月二十三日